

1. 補助金等適正化法適用の有無  
 (1) 補助金適正化法の適用 あり  
 (2) 選定の具体的理由

補助金事業としては、「移住者家族子弟研修生受入事業」と「海外日系人訪日団受入事業」がある。「移住者家族子弟研修生受入事業」は、戦後、集団入植した移住地において子弟の教育がままならず、日本で技術研修を受けさせ、中堅的指導者を養成するとの要望により昭和46年に事業が開始された。中南米各国では、技術革新の波にのり、中堅技術者・専門家が各部門において不足していることから、移住者子弟を母国の研修機関等において2年間技術研修させることは、帰国後夫々の地域社会の発展のために貢献することが期待できる。同事業は、平成10年度までは(社)日本海外移住家族会連合会(昭和42年度に社団法人として設立を許可された外務省主管の公益法人。昭和46年度より補助金計上。)に対し補助を行っていたが、同連合会は平成10年度末をもって解散した。同事業は夫々移住者子弟の育成及び移住先駆者の苦難に報いる有益な事業であるため、平成11年度より(財)海外日系人協会が同事業を継承した。

また、「海外日系人訪日団受入事業」は、現地日系社会の強い要望により、昭和42年より現地日系社会側が渡航費を負担し、(社)日本海外移住家族会連合会がブラジル第1回移民船「笠戸丸」移住者の里帰り受入事業を実施したのに端を発しており、第1次訪日団から第4次(昭和48年)訪日団まで継続実施され、昭和49年度より補助金事業化となった。上述の通り、同連合会は平成10年度末をもって解散したため、平成11年度より(財)海外日系人協会が同事業を継承した。

なお、(財)海外日系人協会は、昭和32年に国会、関係団体有志等により開催された「国際連合加盟記念・海外日系人親睦大会」(現在の海外日系人協会)の事務局として、昭和35年5月に設立された「海外日系人親睦協会」(財)として、昭和49年2月、外務省主官の財団法体化に伴い、名称を海外

2. 補助金額及び年間収入に対する比率  
 補助金額 53,937千円(年間収入の13%)

3. 補助金支出明細

補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称		研修及海外知識普及事業	
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的	移住先各国地域社会の発展に貢献する人材の要請及び国際友好・		
(2) 具体的な内容	1. 移住者子弟家族子弟研修受入 移住者子弟を本邦の研修期間等において2年間技術研修させる。初年度は、移住者家族子弟研修生受入基礎研修として東京都立技術専門学校に入学させ、2年目は初年度習得した技術に実地で研磨を積ませるべく、民間企業、事業所等の協力を仰ぎ、実地研修を実施する。研修生は2カ年を通じ留学生会館「日本力行会」において居住する。平成14年度には15人の研修生を受け入れた。 2. 海外日系人訪日団受入 中南米の移住先駆者で50年以上未帰国者を本邦へ招待し、3日間の歓迎行事を実施する。被招待者はそれぞれの出身地に里帰りし、訪日後1~2ヶ月後に帰国する。平成14年度には17人の訪日団		
3. 交付先の公益法人の名称		財団法人 海外日系人協会	
4. 交付実績額		40,737 千円(A)	
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費			0 千円
(2) 一般管理費			千円
(3) その他の管理費			
	内 容	金 額	
		千円	
	合 計	千円	
	合 計	0 千円	
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
	支出内容	支出先	金 額
			千円
			千円
	合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出			
	支出内容	支出先	金 額

1. 移住者子弟研修生受入(平成14年度15人)		33,617 千円
航空賃	旅行会社T社	4,661 千円
生活費・学費	研修生	26,550 千円
研修旅費	旅行会社J社、N社	1,427 千円
厚生費	保険代理店S社	979 千円
2. 海外日系人訪日団受入		7,120 千円
航空賃・宿泊費・交通費	旅行会社U社	7,120 千円
合 計		40,737 千円
7. その他		
	内 容	金 額
		千円
	合 計	千円
8. 再補助等の割合		0% % (B/A)